

● 討論記録 ●

第3分科会

司会：香林有希子（戸田市立郷土博物館）

記録：芳賀 明子（埼玉県立文書館）

藤吉 圭二（高野山大学）

徳島県立文書館では、人権問題を含む史料の取扱いについて、専門職員としてどのように対応しているのか。関連団体と連携しているのか。

金原 祐樹（徳島県立文書館）

閲覧・公開については館の判断によるが、展示については関連団体と相談したことがある。

鈴江 英一（北海道教育大学）

公募が文書館の専門職員の地位確立の突破口の1つと考えている。専門職員の公募を行った徳島県立文書館と国立公文書館では、公募は今後も行われるのか。専門職員の制度化の前提として、職名と職場での地位を教えてください。

金原

次も専門職員がきてほしいと考えるが、未定である。古文書係専門員で、肩書きは一般事務職種の事務主任である。選抜試験が一般行政職員と違うため、文書館に留置されているようだ。

梅原 康嗣（国立公文書館）

今後については知り得ない。独立行政法人となり、公文書館として中核的な業務を担う専門官の独自採用を人事院と交渉し、了解を得たと聞く。定年を迎える2名分が公募採用された。

条件は、満年齢24歳以上40歳未満、専門分野は日本近現代史（法制・政治・行政等）又は図書館情報学で修士の学位を有している、又はこれと同等の実務経験を有していること、公文書館の業務に関する知識を有すること、公文書館の各種業務のシステム化に関し意欲を有すること、外国語を用いて国立公文書館の業務の処理をする意欲を有することであった。

遠藤 忠（前八潮市立資料館）

2人の場合は恵まれた組織、機関にいますが、法制化前に設置された史料保存施設、文書館や公文書館は職制がないところもある。法制化後も専門職の配置がなく、組織にないところも多い。

内閣府の研究会で、公文書館法の附則をとると文書館・公文書館の設置の障壁になるという意見があるのは意外であり、逆だと考える。法制化後20年経ったが、現状の地方公共団体の普及率や設置数はやはり少なく、早く法の中から附則を解除し、専門職員を必置することが、公文書保存の社会的な重要性の認識、普及に繋がると考える。

司会

附則廃止がアーキビストの普及になるのか。

梅原

国立公文書館では専門職として公文書の専門官と研究職としての研究官の2つを置いているが、それを独自の室として設置したのは独立行政法人化後で、組織を再編成して専門職の部屋を作った。ただ、これは一般行政職（公文書専門官）で、今後どうなるのかはわからない。省からの出向者と、館で採用した人が相まっている状態だ。

金原

私の方は、法律ができた背景があつて、採用試験があつたと思う。附則をなるべく早い段階でなくし、専門職員としての仲間が少しでも広がっていくのが切なる願いだ。

吉本 富男（全史料協参与）

公文書館法の議員立法の過程で、参議院法制局の担当課長に、公文書館や専門職員の必要性を説明したが、当時文書館は普及していず、養成機関もなく、具体的に専門職員を示せなかったこともあり、結局、当分の間置かないことができるという附則が加わつた。

国の研究会で、専門職員必置の規定がなければ文書館は設置し易くなるという意見があることは問題だ。規制緩和の時代に新しく資格を作らせるのはむずかしいが、専門職員の規定自体をとつたら、退歩してしまう。各自治体で、公募が普及することを願う。

司会

会場の中で、専門職員として採用された方がいたら、お話しいただきたい。

烏野 茂治（近江八幡市史編纂室）

平成14年に、技師という形で市史編纂室の専門職員として採用されたが、この仕事がアーキビストなのかという問題が常に付きまとう。編纂事業は、地域の歴史研究を地域の中で活性化し促進する公共事業で、歴史資料の保護をしていく仕事だと思う。一番むずかしいのは、自分たちの組織の資料を、評価・選別して残す膨大な仕事量の業務である。これを、編纂事業の合間に行うのは時間がなく、日本史専攻の知識だけでは出来ない仕事だと思う。

石川 淳（北海道立文書館）

平成6年度に選考採用という形で北海道立文書館に入った。身分は一般行政職である。就職して1年目から評価選別を担当したが、実際に行政を経験しないとわからない業務の部分がある。公文書の評価・選別は歴史的に重要な資料を残す専門的な業務だが、将来、一般の利用者に利用される資料かという疑問がある。古文書の方がやはり利用者の興味を引きやすく、公文書をなかなか利用に繋げられない反省がある。

司会

専門職員の素養的な面について意見が出ているが、報告者としてはいかがか。

金原

文書館の仕事は非常に幅が広く、小さい館の場合は、全てに顔を出しながらやらねばならず、専門性が分散する部分がでてくる。

高橋 実（国文学研究資料館史料館）

1987年に公文書館法ができ、全史料協では、「公文書館法の意義と課題」という報告書を出したが、それ以降、全史料協と国立公文書館は、間接的な相互の補完関係にあった。ただ、今日の報告から、国立公文書館が大きな舵を切った感想を持つ。それは、スペシャリストの方向に養成を向けていく点だ。

全史料協は1989年以降、数次の報告書を出したが、全てプロフェッションの方向である。韓国では、全史料協の報告書を基礎にして制度設計をしており、スペシャリストではなくて、プロフェッションの方向である。ICAも、倫理綱領があるとおり、プロフェッションの方向である。そういう世界やアジアの状況の中で、国立公文書館がスペシャリスト、スキルアップの方向に重点を置くことは、アーキビストの研修の方向といえる。

プロフェッションというのは、社会的に有用な職域として、社会的な機能を果たすために倫理や社会的な位置も含めて教育・養成するという形である。私自身は、教育・養成と研修は、相互に有機的に関連しながら、全体としてアーカイブズ制度の発展ということにつながると思うが、それを踏まえて、スペシャリストの方向の先に、どういう日本のアーカイブズ制度が設計されるのか、その点について教えていただきたい。

梅原

たいへん難しい。基本的には、独立行政法人国立公文書館の業務方法書の範囲内で、現状として、報告したような形になるが、この前提を変えるかどうかは、次の段階、或いは今の研究会の取りまとめ等により変わる。独立行政法人国立公文書館の中期目標・中期計画の期間は4年で来年が最終年にあたり、次の段階に進むかどうか、だめであれば廃止をするか、独立行政法人はそういう形で廃止する可能性をもちながら、色々なチェック体制があり評価がされている。次に向けてどういう方針を立て、それを認めてもらうかは、来年の夏過ぎまでにある程度方向が出ないと次の4年に進めない訳で、今のところは読めない。

所澤 潤 (群馬大学)

専門職員の養成ということでお話を伺いたい。アーキビストの専門職としてやっていくには一生をかける仕事としてどういう価値を見出すかという問題がある。「国民の記憶を守り、権利を保障するアーカイブのスペシャリスト」という使命感の話があったが、使命感が出てくると、仕事の重みは変わるのではないかな。

養成課程のカリキュラムをみると、実務的な内容やテクニカルな内容が多く、精神的な面が

弱いのではないかな。それが、国立公文書館が現状で行っている研修制度の弱点と感じる。また、大学、大学院修士課程で専門職の養成課程を作ることになった場合、大学だったらできるもの、大学に期待できるものというのは何なのかを伺いたい。

司会

カリキュラムで大学に期待できるものは何か。

梅原

弱点の件は、参加した方から、批判を含めて話してほしい。大学でできるものは何かということに関しては、研究会の中間とりまとめの中に、養成課程の新しいカリキュラムの見直し、利用者層の拡大に伴う教材開発や研修の充実の必要、段階的、継続的な資質向上に真に貢献する研修の強化をせよとあり、その過程で、国文学研究資料館史料館や大学・大学院等における研修や養成等の関係を検討する必要があり、今後はそこに話がいくと思う。会場からも意見を聞きたい。

上岡 克彦 (防衛庁防衛研究所)

昨年、専門職員養成課程を修了したが、内容が良く検討され、充実した研修だった。今までの経験や知識を必死で我々に伝えようとする先生方に心打たれた。養成課程に理念、哲学的な面が不足しているという指摘があったが、大部な修了論文の執筆は、そうしたものをなくしては書けないものであった。アーカイブズは、組織面では、地方にも波及するであろう再編統合とエージェンシー化、人材面では、優秀な人材の官・公・民の奪い合いという二つの危機に直面しており、時間のゆとりはない。アーキビストという専門職資格が与えられるということは、私たちにとって大きな武器になる。今、一番大

事な事は私たち自身を守ること、次いで、アーカイブズ運動を発展させることだと思う。

今井 規雄（草加市）

12年間市史編纂を担当し、市史編纂の過程で収集した歴史的公文書等の保存・管理にも取り組むようになった。養成課程に参加したが、研修の意義は大きく、修了論文も理念を構築する機会となり、「歴史的公文書保存管理規則」の制定につなげることができた。自治体の一般職には異動がついて回るが、専門職員の養成は不可欠である。養成課程開講は、公文書館から是非とも直接に各自治体首長へ通知してほしい。

また、4週間の研修に参加できない人のための通信制度や、5時以降の研修等も考えてほしい。

司会

昨年の分科会と今年分科会、2回シリーズで専門職の問題を研究・討議し、様々な意見が出た。専門職の問題を、全史料協の会員共通の課題として認識し、また現場に持ち帰っていただきたい。また、研究・討議の成果を全史料協の専門職問題委員会の方でも検討していただきたい。時間不足になってしまったが、後は、全体会の方でも発言してほしい。



第3分科会 会場風景